

ゆあさちようぶらくさべつ じょうれい 湯浅町部落差別をなくす条例

もくてき (目的)

だい じょう じょうれい げんざい ぶらくさべつ せんざい
第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、
じょうほうか しんてん とな ぶらくさべつ かん じょうきょう へんか しょう
情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている
ことを踏まえ、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、
かつ、^{そんげん} 尊厳と^{けんり} 権利とについて^{びやうどう} 平等である。」とした^{せかいじんけんせんげん} 世界人権宣言の
せいしん すべ こくみん きほんてきじんけん きょうゆう ほしょう にほんこくけんぽうおよ
精神、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び
ぶらくさべつ しゃかい じつげん もくてき ぶらくさべつ かいしょう すいしん かん
部落差別のない社会の実現を目的とする部落差別の解消の推進に関
する^{ほうりつ} 法律（平成28年法律第109号）の^{りねん} 理念に^{もと} 基づき、^{ぶらくさべつ} 部落差別は^{けつ} 決し
て^{ゆる} 許されないものであるという^{にんしき} 認識の下、^{もと} 部落差別の^{かいしょう} 解消に^{かん} 関し、
きほんりねん さだ ちょう せきむ めいかく そうだんたいせい じゅうじつ
基本理念を定め、町の責務を明確にするとともに、相談体制の充実
とう さだ ぶらくさべつ かいしょう すいしん
等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって
ぶらくさべつ ゆあさちよう じつげん もくてき
部落差別のない湯浅町を実現することを目的とする。

ていぎ (定義)

だい じょう じょうれい もち ようご いぎ つぎ かけ
第2条 この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりと
する。

- ちやうみん ゆあさちようない じゅうしょ ゆう もの
(1) 町民とは、湯浅町内に住所を有する者をいう。
- ちやうみんとう ぜんごう きてい ものおよ ゆあさちようない つうがくまた つうきん
(2) 町民等とは、前号に規定する者及び湯浅町内に通学又は通勤す

ものなら ゆあさちょう おとず もの
る者並びに湯浅町を訪れる者をいう。

(3) モニタリングとは、インターネット^{じょう}上における部落差別^{ぶらくさべつ}と見なされる書込み^{かきこ}及び投稿^{およ とうこうとう}等（以下「差別書込み等^{さべつかきこ とう}」という。）を監視^{かんし}することをいう。

(4) 事業者^{じぎょうしゃ}とは、湯浅町内^{ゆあさちょうない}で事業活動^{じぎょうかつどう}を行う個人^{おこな こじん}、法人^{ほうじんおよ}及びその他^た団体^{だんたい}をいう。

(5) 差別行為^{さべつこうい}とは、誤解^{ごかい}や偏見^{へんけん}に起因^{きいん}する個人^{こじん}若しくは不特定多数^{ふとくていたすうまた}又は被差別部落等^{ひ さべつぶらくとう}を対象^{たいしょう}とした言動^{げんどう}、落書き^{らくが とう}等の部落差別^{ぶらくさべつ}と見なされる誹謗中傷^{ひ ぼうちゅうしょうこうい}行為^{しゅうしょくまた}、就職^{けつこんとう}又は結婚^{りゆう}等を理由^{りゆう}とする被差別部落^{ひ さべつぶらく}の調査^{ちょうさおよ}及びその他^たこれらに類^{るい}する行為^{こうい}をいう。

(6) 差別者^{さべつしゃ}とは、前号^{ぜんごう}に規定^{きてい}する差別行為^{さべつこうい}を行った個人^{おこな こじん}、法人^{ほうじんおよ}及びその他^{た だんたい}団体をいう。

(7) 被差別者^{ひ さべつしゃ}とは、第5号^{だい ごう}に規定^{きてい}する差別行為^{さべつこうい}を受けた個人^{こじん}、法人^{ほうじんおよ}及びその他^{た だんたい}団体をいう。

(8) 家族等^{かぞくとう}とは、配偶者^{はいぐうしゃ}、父母^{ふ ぼ}、祖父母^{そ ぶ ぼ}、子^こ、兄弟姉妹^{けいていしまい}、孫^{まご}、配偶者^{はいぐうしゃ}の父母^{ふ ぼ}、子の配偶者^{こ はいぐうしゃおよ}及び後見人^{こうけんにん}をいう。ただし、民法^{みんぼう}（明治29年^{めいじ ねん}法律第89号^{ほうりつだい ごう}）第4条^{だい じょう}に規定^{きてい}する成年^{せいねん}に満たない者^みは除^{もの のぞ}く。

きほんりねん
(基本理念)

第3条 部落差別の解消に関する理念は、全ての町民が基本的人権

を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるという

ことを踏まえ、部落差別は決して許されないものであるという基本的

な認識の下、町民一人一人の理解を深めることに努め、部落差別を

根本から解消するものとする。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な

役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消

に関する施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関

する相談体制の充実に努めなければならない。

2 町長は、部落差別に関する相談窓口を、湯浅町立隣保館条例

(昭和38年条例第12号)第2条に規定する隣保館に設置する。

3 町長は、前項に規定する隣保館のうち、湯浅町立湯浅隣保館に

部落差別に関する相談員を置く。

(教育及び啓発)

第6条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を

かいしょう ひつよう きょういくおよ けいはつ せだい たい もっと
解消するために必要な教育及び啓発をあらゆる世代に対して、最

こうかてき かんが ほうほう おこな
も効果的と考えられる方法で行わなければならない。

けいかくおよ ちょうさ
(計画及び調査)

だい じょう ちょう ぶらくさべつ かいしょう かん しさく すいしん
第7条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、

ゆあさちょうぶらくさべつかいしょうすいしんきほんけいかく い か けいかく さくてい
湯浅町部落差別解消推進基本計画（以下「計画」という。）を策定
するものとする。

2 ちょう ぶらくさべつ かいしょう かん しさく じっしおよ ぜんこう きてい
町は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前項に規定する

けいかく さくてい ひつよう おう ぶらくさべつ じったい かか ちょうさ
計画を策定するため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を

おこな
行うものとする。

すいしんたいせい じゅうじつ
(推進体制の充実)

だい じょう ちょう ぜんじょうだい こう きてい けいかく こうかてき すいしん
第8条 町は、前条第1項に規定する計画を効果的に推進するため、

くにおよ けんなら た じょうれい もくてき たっせい ひつよう かんが
国及び県並びにその他この条例の目的を達成するために必要と考え

だんたいとう れんけい はか ちょう そしき せいびまた じゅうじつ
られる団体等との連携を図るとともに、町の組織の整備又は充実に

つと
努めなければならない。

(モニタリング)

だい じょう ちょうちょう さべつ じょちょうおよ かくさん よくし もくてき
第9条 町長は、差別の助長及び拡散を抑止することを目的に、モ

おこな
ニタリングを行うものとする。

2 ちょうちょう ぜんこう きてい ちょう かんけい
町長は、前項に規定するモニタリングにおいて、町に係る

さべつかきこ とう はっけん ばあい ひつよう ほうほう しょうきよ
差別書込み等を発見した場合は、必要な方法によりそれを消去する

よう努^{つと}めるものとする。

3 町民等及び事業者は、町^{ちょう}に^{かんけい}関係する^{さべつかきこ}差別書込み等^{とう}を発見^{はっけん}した^{ばあい}場合は、^{ちょうちょう}町長^{ほうこく}に報告するものとする。

4 町長^{ちょうちょう}は、^{ぜんこう}前項^{きてい}に規定する^{ほうこく}報告^うを受けた^{ばあい}場合は、^{ないよう}内容^{かくにん}を確認し、^{ひつよう}必要^{みと}と認める^{ばあい}場合は、それを^{しょうきよ}消去^{つと}するよう努めるものとする。

^{しんぎかい}
(審議会)

^{だい}第10条^{じょう} 町^{ちょう}は、^{だい}第7条^{じょうだい}第1項^{こう}に規定する^{きてい}計画^{けいかく}の^{さくていとう}策定^{かん}等^{じこう}に関する^{じこう}事項

及び^{およ}差別^{さべつ}行為^{こうい}が発生^{はっせい}した場合^{ばあい}に、^{とうがいじこう}当該^{しんぎ}事項^{しんぎ}について^{しんぎ}審議^{しんぎ}するため

^{ゆあさちょうぶらくさべつ}湯浅町^{しんぎかい}部落^い差別^かをなくす^{しんぎかい}審議^{しんぎかい}会^い（以下^お「^{しんぎかい}審議^{しんぎかい}会^い」^おという。）^おを置く。

2 ^{しんぎかい}審議^い会^{いん}は、^{にんい}委員^{にん}15人^{そしき}以内^{そしき}で組織^{そしき}する。

3 ^{しんぎかい}審議^い会^{いん}の^{ぶらくさべつ}委員^{しきけん}は、^{ゆう}部落^{ものとう}差別^{ものとう}に^{ちゅう}識見^{ものとう}を有^{ちゅう}する^{ものとう}者^{ものとう}等^{ものとう}のうち^{ちゅう}から、^{ちゅう}町長^{ちゅう}が^{ちゅう}委嘱^{ちゅう}する^{ちゅう}もの^{ちゅう}とする。

4 ^{しんぎかい}審議^{かい}会^{ちゅう}に^{かい}会^{ちゅう}長^{ちゅう}及び^{ちゅう}副^{ちゅう}会^{ちゅう}長^{ちゅう}各^{ちゅう}1人^{ちゅう}を置く。

5 ^{しんぎかい}審議^い会^{いん}の^{にんき}委員^{ちゅう}の^い任期^いは、^{ちゅう}町長^いが^い委嘱^いした^い日^いから^い諮問^いに^い対^いする^い答^い申^いを^い行^いう^いま^いでの^い期^い間^いと^いする。

6 ^{しんぎかい}審議^い会^{いん}の^{たい}委員^{ほうしゅうおよ}に^り対^りする^り報酬^り及び^り旅^り費^りそ^りの^り他^りの^り費^り用^り弁^り償^りは、^り湯^り浅^り町^りの^り特^り別^り職^りの^り職^り員^りの^り給^り与^り並^りび^りに^り旅^り費^り及^りび^り費^り用^り弁^り償^りに^り関^りする^り条^り例^り（^り昭^り和^り61年^り条^り例^り第^り1号^り）^りに^り定^りめ^りる^りと^りこ^りろ^りに^りよ^りる。

^{とくべつしよく}特別^{しよくいん}職^{きゆうよなら}の^り職^り員^りの^り給^り与^り並^りび^りに^り旅^り費^り及^りび^り費^り用^り弁^り償^りに^り関^りする^り条^り例^り（^り昭^り和^り61年^り条^り例^り第^り1号^り）^りに^り定^りめ^りる^りと^りこ^りろ^りに^りよ^りる。

^{ねんじょうれいだい}61年^{ごう}条^{さだ}例^{さだ}第^{さだ}1号^{さだ}）^{さだ}に^{さだ}定^{さだ}め^{さだ}る^{さだ}と^{さだ}こ^{さだ}ろ^{さだ}に^{さだ}よ^{さだ}る。

7 審議会の委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する事項は、

町長が別に定める。

(差別行為の情報提供)

第11条 町民等は、差別行為を知り得た場合は、速やかに町長に

情報提供するものとする。

2 事業者は、業務中又は管理する施設内で差別行為を発見した場合

は、速やかに町長に情報提供するものとする。

3 被差別者は、当該差別行為の解消を目的に、町長に申し出ることが出来る。

(差別行為の調査)

第12条 町長は、前条各項に規定する情報提供を受けた場合は、

当該差別行為の調査を行うものとする。

2 事業者は、前条第2項に規定する情報提供を行った場合は、

業務に支障がない範囲で、当該差別行為に係る調査に協力するよう

努めるものとする。

3 町長は、第1項に規定する調査の経過及び結果について、審議会

しもん
に諮問するものとする。

さべつしゃ しどうおよ じよげん
(差別者への指導及び助言)

だい じょう ちょうちょう しんぎかい とうしん ふ さべつしゃ ごかい へんけんとう
第13条 町長は、審議会の答申を踏まえ、差別者の誤解、偏見等を

と のぞ もくてき しどうまた じよげん い か しどうとう
取り除くことを目的に指導又は助言（以下「指導等」という。）を

おこな
行うものとする。

2 ちょうちょう ひつよう みと ばあい さべつしゃ かぞくとう しどうとう おこな
町長は、必要と認める場合は、差別者の家族等に指導等を行う
ことができる。

さべつしゃ かんこく
(差別者への勧告)

だい じょう ちょうちょう ぜんじょう きてい しどうとう おこな
第14条 町長は、前条に規定する指導等を行ったにもかかわらず、

さべつしゃ しどうとう したが ばあいおよ さべつこうい く かえ ばあい
差別者とその指導等に従わない場合及び差別行為を繰り返す場合は、

さべつこうい おこな かんこく
差別行為を行わないよう勧告することができる。

さべつしゃ めいれい
(差別者への命令)

だい じょう ちょうちょう ぜんじょう きてい かんこく う もの せいとう りゆう
第15条 町長は、前条に規定する勧告を受けた者が正当な理由なく

とうがいかんこく したが ばあい きげん さだ とうがいかんこく したが めいれい
当該勧告に従わない場合は、期限を定めて当該勧告に従うよう命令

することができる。

さべつしゃ しめいとう こうひょう
(差別者の氏名等の公表)

だい じょう ちょうちょう ぜんじょう きてい めいれい う もの せいとう りゆう
第16条 町長は、前条に規定する命令を受けた者が正当な理由なく

めいれい したが ばあい もの しめいとう こうひょう
命令に従わない場合は、その者の氏名等を公表することができる。

2 ちょうちょう ぜんじょう きてい しめいとう こうひょう ばあい
町長は、前条の規定により氏名等を公表する場合は、あらかじめ

め公表されるべき者にその理由を告知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(被差別者の支援及び救済)

第17条 町は、この条例に定めるもののほか、被差別者への支援及び救済に積極的に努めるものとする。

(秘密保持)

第18条 町長は、差別行為の調査等により知り得た情報の適正管理に努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日に公布し、平成31年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後において、第9条に規定するモニタリングにより発見した差別書込み等は、同日前になされた差別書込み等についても、この条例の規定を適用する。